

平成 27 年版 パーフェクト行政書士 基本書  
【正誤のお知らせ】

(3681)

平成 27 年 10 月 1 日  
(株)住宅新報社 出版・企画グループ  
TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 635 上から 7 行目	行政事件訴訟法は、	行政不服審査法は、
P 654 下から 5 行目	再審査請求を廃止	再審査請求できる場合を限定

平成 27 年版 パーフェクト行政書士 基本書  
【正誤のお知らせ】

(3681)

平成 27 年 9 月 28 日  
(株)住宅新報社 出版・企画グループ  
TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 31 表右欄上から 2 行目	解説	解決
P 39 上から 10 行目	許されないが、	許されませんが、
P 53 表 「違反の有無」欄上から 1 行目	あり	なし
P 76 「パブリック・フォーラム論」上から 8 行目	保障を	保障に
P 121 下から 3 行目	議員は、	削除
P 124 「①二院制の意義と存在理由」上から 2 行目	ある	あります
P 139 上から 11～12 行目	原則として、	削除
P 213 「6 住所」下から 2 行目	同様である	同様です
P 213 「6 住所」下から 1 行目	みなされる	みなされます
P 279 上から 2 行目	であるが、	です。
P 292 判例演習問題文上から 1 行目	B	C
P 292 判例演習問題文上から 2 行目	C	B
P 312 表 上から 3 行目	必要である	必要でない

P 362 「(1) 抵当権に基づく妨害排除請求」の上から	排除できるとしていません	排除することができます
P 390 「6 選択債権(1) 意義」上から2行目～	無権代理行為の相手方が、履行請求権又は損害賠償請求権のいずれかを行使して無権代理人の責任を追及する場合	Aが自己の所有する甲・乙2軒の家屋のうちいずれかを選択してBに売却する債務を負っている場合
P 417 「絶対的効力を生じる事由」表中「履行の請求」の右欄	147条1項	147条1号
P 483 過去問 24-31-4 の正解	×	○
P 533 「過去問チェック！」上から7行目	24-34-イ	24-34-ウ
P 533 「過去問チェック！」上から11行目	24-34-イ	24-34-エ
P 558 上から5行目	であるが、	ですが、
P 642 表右欄上から3行目	(*)	削除
P 642 表欄外注記	(*)「処分があった年月日」の記載も必要。	
P 690 過去問 25-16-4 の正解	×	○
P 712 「過去問チェック！」上から4行目	25-23-2	25-23-4
P 766 過去問 23-36-4 の正解	○	×
P 768 上から1行目	明らかであるが、	明らかですが、
P 782 図 右端最下段	持分会社	合同会社
P 831 下から1行目	指名委員会設置会社	指名委員会等設置会社
P 835 「2 設置」上から1行目	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社
P 858 上から3行目	であるが、	ですが、
P 899 到達度チェック！2	政治団体、	政治団体。
p 907 下から3行目	平成5年度	平成6年度

### 会社法平成26年改正の記述について

本書第5編会社法には、会社法平成26年改正に関する記述(下表)が含まれています。右改正は、平成27年5月1日に施行されたため、11月に実施される平成27年度行政書士試験の出題範囲に含まれません。平成27年度行政書士試験を受験される方は、この点に留意して本書をご利用くださるようお願い申し上げます。

#### ■会社法平成26年改正に関する記述

基礎知識編	本文	① p 794 下から3行目～p 795 (仮装出資履行責任)
		② p 825 下から4行目～p 826 上から10行目(社外取締役の要件、社外取締役を置いていない場合の理由の開示)
	スポットライト	① p 804
		② p 811 下段～p 812 上段
③ p 824		
		④ p 832

応用発展編	① p 814～816 (特別支配株主の株式等売渡請求)
	② p 834～836 (監査等委員会設置会社)
	③ p 840～841 (公開会社における募集株式の割当て等の特則)
	④ p 854～855 (詐害的な会社分割における債権者保護、略式組織再編以外の組織再編における差止請求権)
	⑤ p 860～861 (多重代表訴訟制度)